

令和8年度エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー教育推進事業）

地域におけるエネルギー教育実践事業 募集要領

1. 目的・概要

次世代層がエネルギー全般に関する関心と理解を深め、将来においてエネルギーに対する適切な判断と行動を促すための基礎を構築することを目的として、日本国内の小学校、中学校、高等学校又は高等専門学校（高専）（以下、「学校」という。）での授業等において、エネルギー教育を実践または実践を支援する個人、学校及び教員等による任意団体等を、以下の要領で広く募集します。

2. 募集期間

令和8年5月14日（木）から令和8年6月12日（金） 正午まで

3. 事業費上限

個人：上限40万円（消費税込）

※令和7年度地域におけるエネルギー教育実践事業に参加（協力者含む）したことのない新規の教員とともに実践する場合は、新規の教員1名につき5万円増額し、上限を最大60万円（消費税込）までとする。

学校：上限80万円（消費税込）

※校長コミットメントのもと、年間計画を立て、例えば1学年全クラスで実践するなど。

任意団体等：上限80万円（消費税込）

※教員を中心とした団体で、地域でのエネルギー教育学習会等を行うなど。

4. 事業期間

採択日から令和9年2月末まで

5. 事業内容

（1）事業の実践

事業内容は、以下の内容のいずれか1つ以上を実施するものを対象とする。なお、エネルギー教育を実践する際には、別添「エネルギー教育の課題【4つの視点】」を踏まえ、副教材又は授業展開例（※1）を用いることを推奨するものとし、事業終了後は速やかに報告書等を事務局に提出すること。

（※1）副教材 ： 「かがやけ！みんなのエネルギー」（小学生用）

「わたしたちの暮らしとエネルギー」（中学生以上用）

授業展開例： 「明日からできるエネルギー教育授業展開例[小学校編]」

「明日からできるエネルギー教育授業展開例[中学校編]」

<https://energy-kyoiku.meti.go.jp/teaching-materials/>

- 学校における授業又は校外学習において、エネルギー教育を実践すること。
- 学校の校長など管理職承諾のもと、年間計画を立て、例えば1学年全クラスでエネルギー教育を実践すること。
- 学校の教員等向けに、エネルギー教育実践のための学習会等を行い、同学習会に参加した教員等が、後日エネルギー教育を実践すること。
- エネルギー教育を実践するため、エネルギー関連施設を訪問する。訪問後は、訪問結果を用いて、訪問者がそれぞれ学校等においてエネルギー教育を実践すること。

また、事業実施にあたって、対象が小学生の場合は、「令和8年度わたしたちの暮らしとエネルギーかべ新聞コンテスト」、中学生及び高校生の場合は、「令和8年度中学生・高校生向けコンテスト（詳細調整中）」（※2）の応募を目指すものとし、事業終了後、「未来を考える・創るSDGsエネルギー学習推進ベースキャンプサイト」（※3）に報告書を掲載することを通じて、エネルギー教育の普及に寄与するものとする。

（※2）令和8年5～6月頃に（※3）に記載のHPにて募集開始予定

（※3）「未来を考える・創るSDGsエネルギー学習推進ベースキャンプサイト」

<https://energy-kyoiku.meti.go.jp/>

（2）全国交流会（年1回）への参加

採択者等は、令和9年2～3月の週末に開催予定の全国交流会に参加すること。

※全国交流会参加旅費は、原則1名分本事業と別枠で手当する予定

6. 応募資格

（1）個人の場合

応募資格は、次の要件をいずれも満たす個人とする。なお、応募は、応募資格者又は応募資格者から委任を受けた個人又は法人代表者が行うものとする。

- 1 国内の大学・研究機関の教員、学校の教員、都道府県・市町村教育委員会の職員、エネルギー関連企業・団体に従事する者等であること。

2 エネルギー教育に関する知見及び経験を有し、本事業を円滑に遂行する能力があること。

(2) 学校の場合

日本国内の小学校、中学校、高等学校又は高等専門学校（高専）とする。学校応募の場合は、校長など管理職の承諾を得ている場合に限る。

(3) 任意団体等

エネルギー教育に係る学習会等を行う教員等を中心とした任意団体等とする。法人格は必要なく、契約は任意団体等の代表者で行うものとする。

7. 応募条件

応募対象者は以下すべての事項に承諾することを応募の条件とする。

- 1 採択後、実践委員、実践校、実践団体として活動すること。
- 2 対象経費の支払いは、原則年2回払いで行うものとする。ただし、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、個別に事務局へ相談できるものとする。また、事業終了の翌年度から5年間にわたり証票を管理すること。
- 3 実践する際、必要に応じて資源エネルギー庁及び事務局の同席を認めること。
- 4 エネルギー教育の普及を図るため、広く広報等を行うことに努めること。
- 5 事業期間中に事務局による報告等の求めがあった場合、速やかに報告を行うとともに、必要に応じて打合せ等に応じること。
- 6 事業期間中に事務局の求めによりエネルギー教育の拡がりをも目的としたアンケート等を実施することになった場合、その実施・回収に協力するよう努めること。
- 7 5（2）に記載した全国交流会に、採択者等が原則1名参加すること。

8. 対象経費

対象経費は、事業実施に要した以下の経費のみ対象とする。なお、採択者・協力者の人件費・謝金及び再委託・外注費は対象外とする。

対象経費：旅費（交通費、宿泊費）、会議費、謝金（※）、備品購入費（税込20万円未満）、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費
※謝金単価は、経済産業省謝金基準に従うものとする。

経費処理は、上記を前提としつつ、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」の該当箇所に沿った運用を行うため、マニュアルに沿った経費処理を行うこと。

9. 審査・採択

(1) 審査・採択方法

事務局内に設置される外部審査委員会で審査を行い決定する。

(2) 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うこととする。ただし、審査基準①～③をみたしていない申請者については、他項目の評価に関わらず採択しないものとする。

個人の場合：

- ① 応募資格を満たしているか。
- ② 申請内容が本事業の目的に合致しているか。
- ③ 申請内容が事業内容に適しているか。

学校の場合：

- ① 学校全体の取組計画で、校長など管理職の承諾を得た応募であるか。
- ② 申請内容が本事業の目的に合致しているか。
- ③ 申請内容が事業内容に適しているか。

任意団体等の場合：

- ① 教員等による任意団体等であり、採択後、代表者が事務局との契約締結を行うことに同意しているか。
- ② 申請内容が本事業の目的に合致しているか。
- ③ 申請内容が事業内容に合致しているか。

全体共通：

- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 申請者が事業を遂行するための知見、経験を有し、体制を構築しているか。
- ⑥ エネルギー教育の課題【4つの視点】を踏まえた実践内容となっているか。また、コンテストの応募を目指す内容となっているか。
- ⑦ 波及効果（学習者が多いなど）があるか。
- ⑧ 事業実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択結果は、「未来を考える・創るSDGsエネルギー学習推進ベースキャンプサイト」で公表するとともに、採択者に対しその旨を通知する。

<https://energy-kyoiku.meti.go.jp/>

(4) 申請内容の採択と修正

条件付きの採択の場合は、条件を踏まえた申請内容に修正すること。条件を満たすことができないと認められる場合には、採択しないものとする。

10. 採択後の契約形態

採択された事業計画に従い、事務局と契約を締結する。申請書の作成など契約締結前に発生した費用については、経費対象外とする。事務局より経費につき証憑書類に基づき確認を行い、認められた経費のみ支払いを行う（その間立替払）。なお、支払いは年2回（9月末×及び2月末×）実施する予定である。

- 実施期間中、事務局より経費に係る証票等の確認を行う場合がある。
- 経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理する。帳簿、証拠書類等の確認ができない経費については、支払い対象外とする。

11. 応募方法

(1) 提出書類

- 申請書は、HPよりダウンロードできる所定フォーマット（事業計画書/事業実施スケジュール/支出計画書）等をベースにして、作成すること

(2) 提出期限

本募集要領「2. 募集期間」に示す期間内に下記提出先必着のこと。
容量の問題で送信に時間がかかる可能性もあるので、余裕をもって提出すること。

(3) 提出方法

必要ファイルをメール添付により提出のこと。その際パスワードは設定しないこと。

件名は、「（申請者名）エネルギー教育実践事業2026」とすること。

※必ず申請者の個人名、学校名又は任意団体等名を件名に含めること。

ただし、容量の問題でメール添付が不可能な場合はクラウドサービスの利用も可とする。その場合は、ファイルがダウンロードできる URL をメールで提出すること。

(4) 提出先のメールアドレス

jimukyoku@energy-kyoiku.meti.go.jp

12. 募集説明会の日時及び場所

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて募集説明会を行うので、本募集要領13に記載の問い合わせ先に連絡先（所属名、氏名、電話番号、メールアドレス）を令和8年5月26日（火）17時30分までに登録すること。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録すること。

令和8年5月27日（水）14時00分

13. 募集に関する問い合わせ先

エネルギー教育推進事業事務局

TEL：03-6821-8342

Email：jimukyoku@energy-kyoiku.meti.go.jp

14. その他

- 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含む）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用する。なお、応募書類は返却しない。
- 本事業に関係するすべての提出書類について、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないものとする。
- 偽りその他不正な手段により、事業経費を不正に受給した疑いがある場合には、採択者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該事業の契約の解除、経費の全部又は一部の返還等を行う場合がある。

エネルギー教育の課題【4つの視点】

A：エネルギーの安定供給の確保

【解説】エネルギー資源小国

エネルギーを大量消費しながら日本は経済発展を遂げ、豊かで快適な暮らしを享受してきた。しかし日本はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に依存しており、エネルギー自給率は1割程度であること、中国やインドを始めとする新興国の経済成長に伴うエネルギー需要の増加などにより、世界のエネルギー需給は逼迫してきていることを理解できるようにする。

このような状況下において、日本として、社会を持続させるために必要な量のエネルギーを経済的に見合う価格で安定的に供給するための方策を社会的、科学・技術的な観点から考察できるようになることを目指す。

B：地球温暖化問題とエネルギー問題

【解説】化石燃料の大量消費と二酸化炭素の排出

持続可能な社会構築にあたっての課題の一つが地球温暖化であり、その原因の一つとして温室効果ガスである二酸化炭素濃度の上昇があるといわれている。日本が排出している温室効果ガスの約9割がエネルギー起源の二酸化炭素であり、この排出抑制が温暖化対策に当たっては重要と考えられる。

この問題に向き合うに当たって、エネルギーの利用という切り口からどのような社会的、科学・技術的な方策があるか、考察できるようになることを目指す。

C：多様なエネルギー源とその特徴

【解説】エネルギー源のメリット・デメリット、S + 3 E、エネルギーミックス

現在使用されているエネルギー源には石油・天然ガス・石炭といった化石燃料、原子力・再生可能エネルギーといった非化石エネルギーがあるが、それぞれには特徴があり、たとえば輸入依存度・発電コスト・二酸化炭素排出量等の観点から、メリット・デメリットがあることを理解させる。

その上で「安全性」を大前提にエネルギーの「安定供給」「経済効率」「環境負荷低減」という3つのバランスを考慮しながら、エネルギーミックスを考える事が重要であることを理解する。

さらに将来的には科学・技術による持続可能な新しい社会システムの構築について、中・長期的な視野で考察できるようになることを目指す。

D：省エネルギーに向けた取組

【解説】省エネの更なる推進

日本は石油ショック以降、省エネの進展や産業構造の変化などにより産業部門ではエネルギー消費はほとんど増えていないが、家庭やオフィスの民生部門や、運輸部門ではエネルギー消費が大きく増加していること、日本のみならず、世界規模でエネルギー消費は急激に増加していることを認識させ、持続可能な社会の構築のためには、エネルギーの消費を改善していくことが必要であることを理解させる。

その上で、我が国の、そして世界のエネルギー消費を改善していくために、私たち一人一人が暮らしの中で何を行うべきか、また既存技術や革新技術を社会としてどのように活用すべきか、そして日本は世界に対してどのような貢献ができるかを考察し、行動できるようになることを目指す。